

# 第48回衆議院議員総選挙

## 第24回最高裁判所裁判官国民審査

選挙は、私たちの貴重な意思表示の機会です。放棄することなく、あなたの大切な一票を投じてください。

### ◆投票できる方

今回の選挙では、選挙人名簿登録基準日が10月9日となり、その日、住所要件については、平成29年7月9日までに牛久市に転入届出をされた方、または住民票を作成された方で、引き続き3か月以上住民基本台帳に登録されている方です。年齢要件については、投票日当日18歳以上ですので、平成11年10月23日までに生まれた方が有権者となります。

### ◆期日前投票

仕事や旅行などで投票日当日に投票所へ行けない方は、期日前投票ができます。期日前投票ができる期間は、10月21日(土)までです。期日前投票所は、牛久市役所期日前投票所(市役所本庁舎4階)、牛久駅前期日前投票所(牛久駅東口やつぺ広場)、ひたち野リフレ期日前投票所(ひたち野うしく駅東口)、奥野期日前投票所(奥野生涯学習センター)になりますが、**ひたち野リフレ期日前投票所は施設貸し出しの都合により、2階のリフレプラザから、4階の第3会議室へ変更になっておりますので、ご注意ください。**投票時間は、午前8時30分〜午後8時です。期日前投票所は投票日が近づくと大変混雑し、投票までお時間がかかる場合がありますので、ご了承くださいませようお願いいたします。

投票所入場整理券の裏面には、**宣誓書欄を設けております。**当日に投票できない理由などを、あらかじめ記載してから期日前投票所にお越しになると、受付にかかると時間を短縮できます。

### ◆不在者投票

投票日当日までに選挙権年齢になる方は、牛久市役所不在者投票所(市役所本庁舎4階)、牛久駅前不在者投票所(牛久駅東口やつぺ広場)、ひたち野リフレ不在者投票所(ひたち野うしく駅東口)、奥野不在者投票所(奥野生涯学習センター)で投票することができますが、**ひたち野リフレ不在者投票所は施設貸し出しの都合により、2階のリフレプラザから、4階の第3会議室へ変更になっておりますので、ご注意ください。**また、病院や老人ホームなどに入っている方も、その施設が不在者投票の指定施設になっている場合は、施設内で投票することができます。お早めに施設の不在者投票担当者の方に相談ください。

### ◆郵便による不在者投票

身体障害者福祉法、戦傷病者

特別援護法に規定する両下肢や体幹などの不自由な方、介護保険法に規定する要介護5の方は、自宅にいたまま郵便により不在者投票ができます。この場合は、「郵便投票証明書」が必要となりますので、お早めに選挙管理委員会(市総務課内)へお問い合わせください。

なお、郵便投票証明書を添付したうえで投票用紙等を請求することができ期間は、10月18日(水)です。

### ◆遠隔地での不在者投票

長期出張などにより、選挙期間中、牛久市外にいる方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会です。この場合、牛久市選挙管理委員会への投票用紙などの請求が必要となるため、多少時間がかかりますので、早めに手続きをしてください。詳しくは、お問い合わせください。

### ◆代理投票と点字投票

身体が不自由などの理由により自分で字を書くことができない方は、投票所の係員が代筆しますので、当日係員にお申し出ください。投票の秘密は守られますので、安心して投票してください。また、目の不自由な方は、点字により投票することができます。

### ◆投票所入場整理券

投票所においての際は、入場整理券のお名前、投票所をご確認のうえお持ちください。そのほか、有権者であるにもかかわらずお手元に入場整理券が届かない場合は、投票所へ入場券の再発行を受けてから投票してください。その際、運転免許証等身分を証明できるものがあると手続きが早くなります。

### ◆開票

開票は、**牛久市立岡田小学校体育館**で、午後9時から行う予定です。なお、会場の都合で参観者が多い場合は、入場制限をする場合がありますのであらかじめご了承ください。

### ◆開票速報

開票速報は、テレドーム(録音された内容が流れます)で行う予定です。(☎0180・991・235)

### ◆選挙公報

選挙公報は、新聞折込での配布を予定しています。また、選挙公報は、市役所、各生涯学習センター、運動公園体育館等の公共施設の窓口や各投票所、期日前投票所に用意しますので、ご利用ください。また、新聞を購読されていない方は選挙管理委員会までご連絡ください。

# 投票日 10月22日(日) 午前7時～午後8時

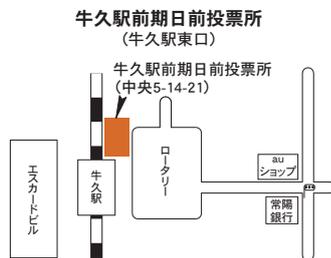
## 田宮投票区投票所の駐車場について

お車でお越しの場合は、牛久駅西口の市営「牛久駅かっぱ口第2駐車場」をご利用ください。



## 牛久駅前期日前投票所の駐車場について

牛久駅前期日前投票所には、駐車場がありません。お車でお越しの場合は、牛久市役所期日前投票所をご利用ください。



## 投票日は記載された投票所へ

期日前投票は、すべての投票区の人が、どの期日前投票所でも投票することができますが、**投票日当日は、入場整理券に記載された投票所でしか投票することはできません。**なお、各期日前投票所は、投票日当日は次のとおりとなりますので、ご注意ください。

(例)上町投票区の有権者

【期日前投票】…右記のどの期日前投票所でも投票可能

【投票日当日】…上町投票区投票所(牛久小学校体育館)でのみ投票可能(市役所、牛久駅前、ひたち野リフレ、奥野では、投票できません)

期日前投票所名	投票日当日
牛久市役所	→ 中央投票区の有権者の方のみ
牛久駅前	→ 田宮投票区の有権者の方のみ
ひたち野リフレ	→ 投票所ではありません
奥野	→ 久野投票区の有権者の方のみ

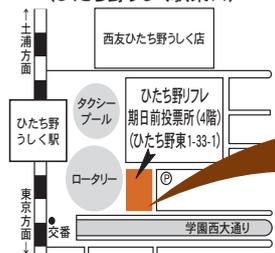
**投票日当日に投票所へお越しになれない方は…期日前投票所をご利用ください**

【期日前投票期間】10月21日(土)まで

【期日前投票時間】午前8時30分～午後8時

ひたち野リフレ期日前投票所は、4階の第3会議室となります。

ひたち野リフレ期日前投票所  
(ひたち野うしく駅東口)



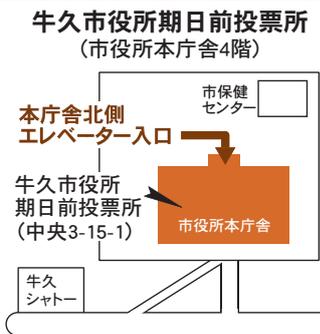
2階のリフレプラザから4階の第3会議室へ変更になっておりますので、ご確認ください。

ひたち野リフレ4階 フロア図



## 牛久市役所期日前投票所

10月11日(水)～10月21日(土)の午後5時15分～午後8時は、閉庁時間のため、本庁舎北側エレベーターからお入りください(閉庁時間中は、正面玄関、東側入口からは入れません)。



## 奥野期日前投票所

奥野期日前投票所  
(奥野生涯学習センター)

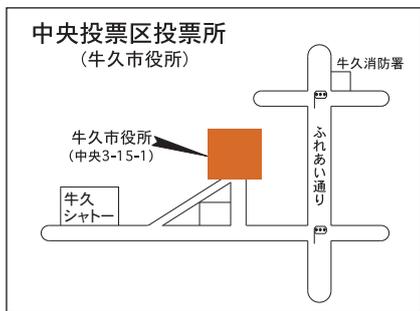


◆問い合わせ 牛久市選挙管理委員会(総務課内) ☎内線 1011、1012

# ください

投票所は24カ所です。市選挙管理委員会から郵送される投票所入場整理券に記載されている投票所を必ずご確認の上、お越しください。

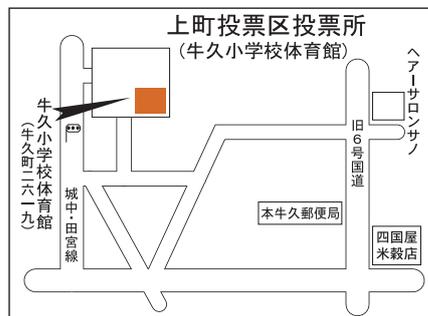
☎ 牛久市選挙管理委員会(総務課内) ☎873-2111内線1011、1012



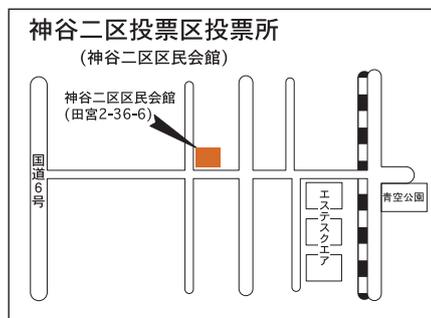
中央投票区投票所 (牛久市役所)  
 栄町3丁目・5丁目・6丁目、中央1丁目(神谷二区行政区以外)・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目、柏田町(栄町・栄東行政区のみ)の有権者



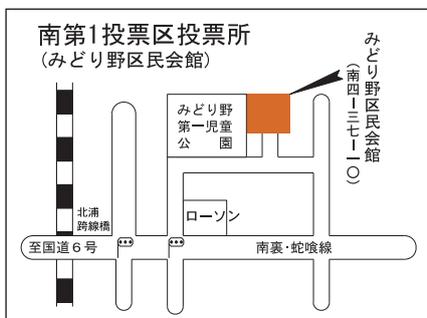
田宮投票区投票所 (牛久駅東口)  
 かつば口第2駐車場(1時間のみ無料。月極駐車場には止められません。)  
 牛久駅東口田宮投票所 (中央5-14-21)  
 有権者



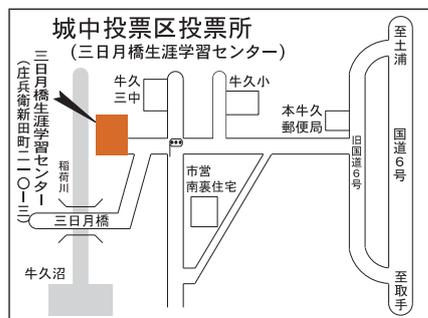
上町投票区投票所 (牛久小学校体育館)  
 上町・下町・牛久駅西ニュータウン行政区の有権者



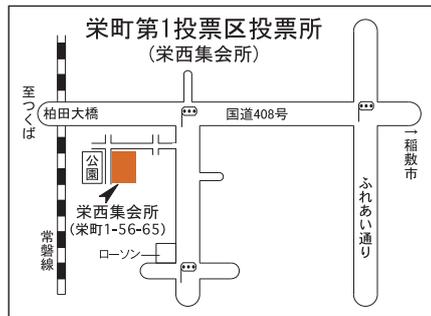
神谷二区行政区の有権者



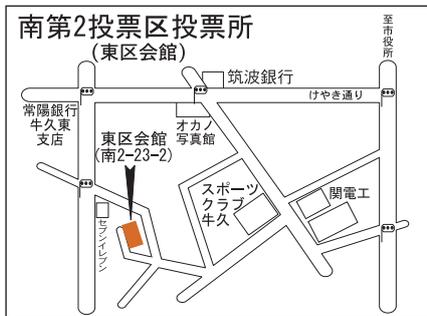
南第1投票区投票所 (みどり野区民会館)  
 南1丁目(23番地~44番地)・4丁目(みどり野行政区・南4丁目37番地のみ)・7丁目の有権者



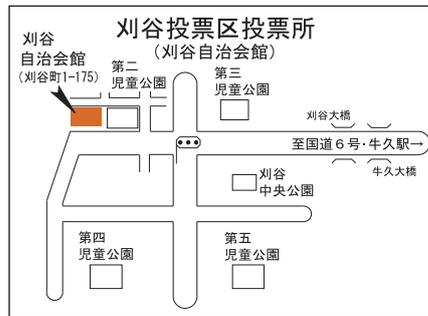
城中・新地行政区の有権者



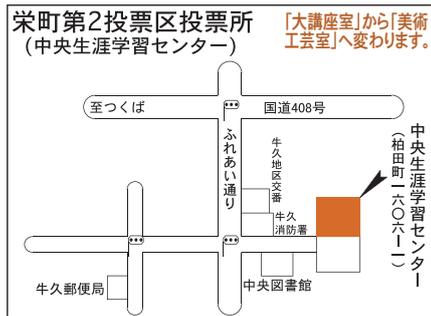
栄町第1投票区投票所 (栄西集会所)  
 栄町1丁目・2丁目、上柏田1丁目・2丁目の有権者



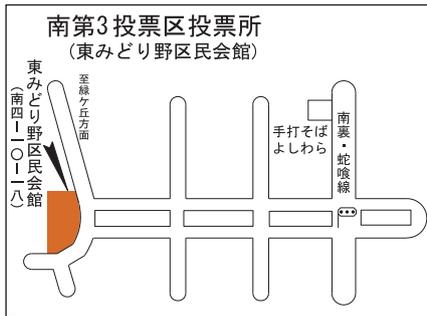
南第2投票区投票所 (東区会館)  
 南1丁目(1番地~22番地)・2丁目・3丁目(東みどり野行政区以外)の有権者



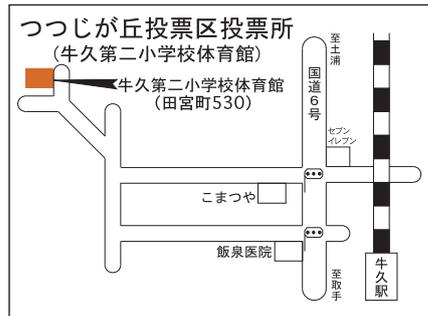
刈谷・秋住団地行政区の有権者



上柏田・中柏田行政区、栄町4丁目、上柏田3丁目・4丁目の有権者

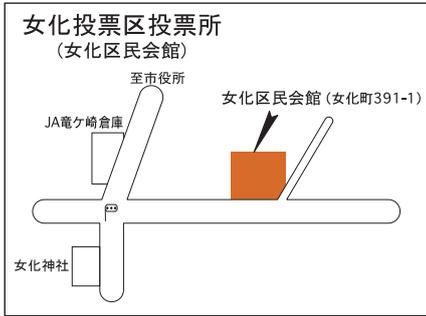


南第3投票区投票所 (東みどり野区民会館)  
 南3丁目(東みどり野行政区のみ)・4丁目(緑ヶ丘・東みどり野行政区のみ)・5丁目・6丁目(緑ヶ丘・東みどり野行政区のみ)の有権者

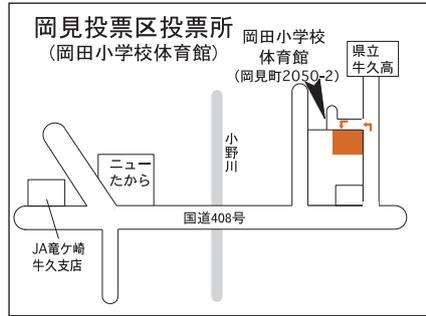


つつじが丘・第2つつじが丘行政区、田宮町字笹塚・田宮町番外の有権者

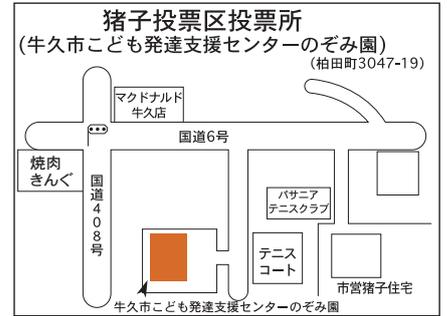
# 投票所を必ずご確認ください



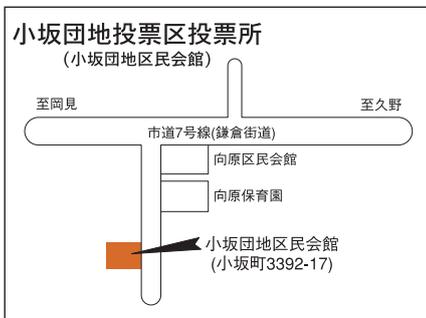
女化行政区、さくら台4丁目の有権者



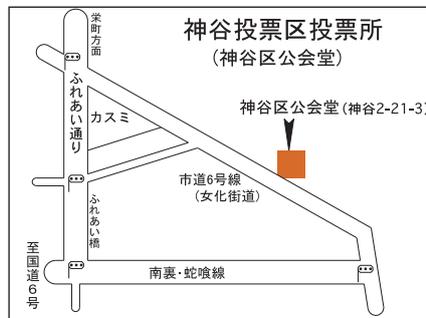
岡見・下柏田・上池台・下根ヶ丘・第8岡見行政区の有権者



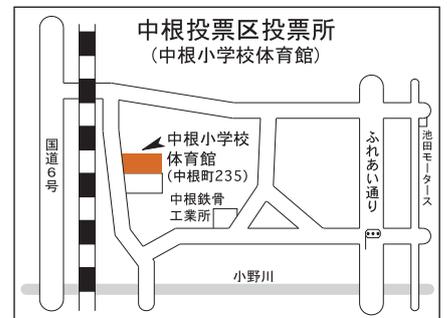
猪子・一厚東(栄町1丁目を除く)・一厚西行政区の有権者



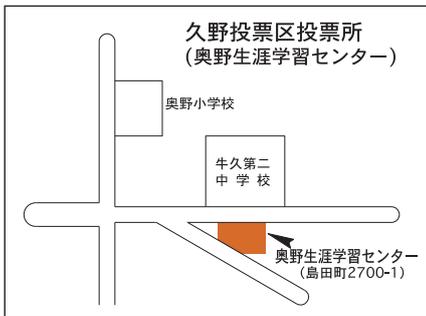
小坂団地・東岡見・上太田・小坂(一部)・向原行政区の有権者



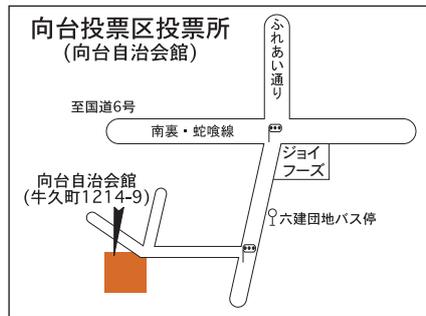
神谷行政区、神谷1丁目～4丁目・6丁目の有権者



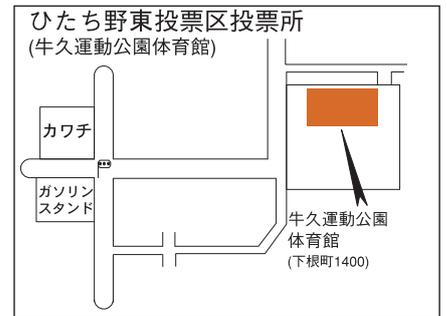
ひたち野西4丁目、ひたち野東5丁目(びゅうパルクひたち野行政区のみ)、中根町、東大和田町の有権者



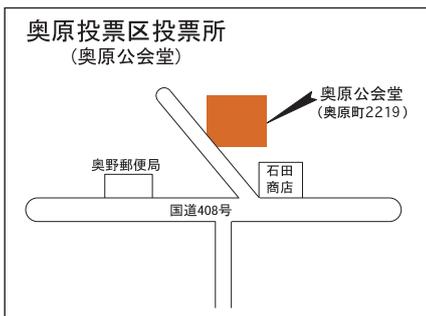
久野・大和田・中央・正直・島田・桂・報徳・井ノ岡・小坂行政区の有権者



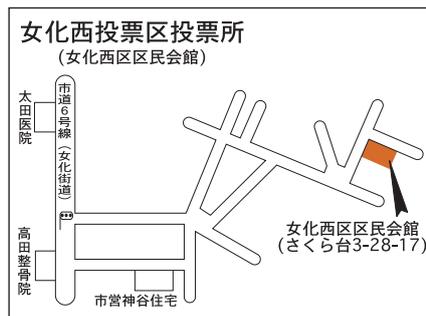
南部・向台行政区、みはらし台の有権者



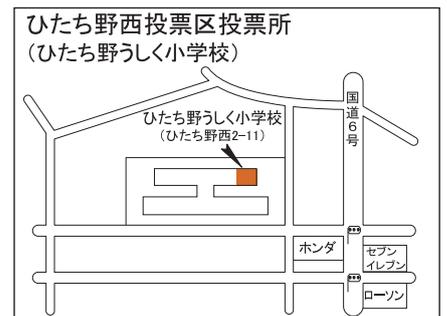
ひたち野東2丁目～5丁目(びゅうパルクひたち野行政区を除く)、岡見町(東下根行政区の一部・第8岡見行政区の一部)、下根町(下根ヶ丘行政区を除く)の有権者



奥原行政区の有権者



神谷5丁目、さくら台2丁目・3丁目の有権者



ひたち野東1丁目、ひたち野西1丁目～3丁目、東猫穴町の有権者